

令和5年11月双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和5年11月20日(月)13時25分開会

2. 場 所 双葉町役場1階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

5. 出席委員

農業委員

議席1 欠 員 議席2 木幡 治委員 議席3 鵜沼久江委員

議席4 林 和男委員 議席5 欠 席 議席6 欠 席

議席7 大橋利一委員 議席8 澤上 榮委員

農地利用最適化推進委員

高玉正祐委員 井戸川弘幸委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野弘紀

専門員(併任) 大西信治

7. 開会

【中野事務局長】

定刻前ですが、皆さんお揃いですので、只今より双葉町農業委員会令和5年11月定例総会を開催いたします。会長からごあいさつをお願いします。

8. 会長あいさつ

【澤上会長】

皆さんには、強い風の中、お集まりいただきありがとうございます。

本日は、3条申請が2件のほか報告事項がありますので、皆さんには、いつも通り慎重審議していただきますようお願いいたします。

9. 議事

【中野事務局長】

ありがとうございました。

議事に入ります前に、高田委員、高木委員、榎内推進委員、渡辺推進委員より欠席のご連絡がありましたことを報告いたします。

それでは、会長を議長として議事を進行いたします。よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

ただいまの出席委員は5名です。

定足数に達しておりますので、これより令和5年11月定例総会を開会いたします。

議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。

【中野事務局長】

※資料により会務報告

【澤上会長】

それでは、本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人の指名について、議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思います。

議事録署名人には、7番 大橋委員、3番 鵜沼委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和5年11月20日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。譲渡人は、双葉町大字石熊字節辺迫××番地 A氏、譲受人は、双葉町大字石熊字節辺迫××番地 B氏で、生前一括贈与による所有権移転になります。

譲渡しようとする土地は、大字石熊字節辺迫××番他××筆、すべて畑で、登記簿上の面積の計は××××㎡になります。なお、大字石熊字節辺迫××番以下の××筆については、登記簿に記載がありますが、実際は土地が確認できない現地確認不能地となっています。今回の申請は、これら現地確認不能地も含めて一括して所有権を移転する申請となっています。

次に、譲り受ける農地の営農計画ですが、今回譲り受ける農地はすべて畑で、営農再開後は野菜類を栽培する予定としています。また、農機具については、現在、軽トラックを所有しており、今後、トラクターを自己資金で購入予定としています。

次に、農作業に従事する者は譲受人本人及び弟としています。

次に、周辺地域との関係について、譲渡する農地は、同一世帯内、親子間の権利移動であり、これまでと同様に畑として利用する予定であり、周辺農地の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。また、地域の水利調整、農地の利用調整に協力するとともに、農薬の利用についても地域の防除基準に従いますとしています。

以下、申請農地の登記記録の全部事項証明書、位置図を添付しています。説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

【澤上会長】

本件に係る調査結果を地区担当委員である鵜沼委員から報告願います。

【鵜沼委員】

ご報告します。譲渡人のAさんには×月×日×時×分頃に電話しました。今回の申請理由を確認したところ、現在、健康に不安があり、将来どうなるかわからない状況にあることから、農地を息子に譲るとのことでした。譲受人のBさんには、同日の×時×分頃に電話しました。Bさんについても申請内容に間違いはないとのこと、営農が可能になった段階で必ず耕作するということでした。以上です。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【鵜沼委員】

現地確認不能地とはどういうものですか。

【中野事務局長】

現地確認不能地は、国土調査が実施された時、現地が確認できなかった土地で、公図には出てきません。登記簿上は現地確認不能地として残っています。

【鵜沼委員】

現地確認不能地として登記簿上はこのまま残ってしまうということですか。

【中野事務局長】

抹消登記をしない限り登記簿上は残ったままになります。

【大橋委員】

かなり大きな面積ですが、課税はされていますか。

【事務局】

登記簿上はありますが、実際には現地が確認されない土地ということで、固定資産税の課税はされていないと思います。

また、福島県農業会議に確認したところ、生前一括贈与の場合、現地確認不能地も含めて申請するのが一般的であり、申請があった場合、農業委員会としては認めざるを得ないだろうとのことでした。

【澤上会長】

ほかに質疑・ご意見はありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第1号は許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

【澤上会長】

次に、日程第3、議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和5年11月20日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。譲渡人は、富岡町大字上手岡字後作××番地 C氏、譲受人は、双葉町大字下羽鳥字北沖××番地 D氏で、贈与による所有権移転になります。

譲渡しようとする土地は、大字長塚字原田××番他×筆で、田が×××㎡、畑が×××㎡、計×××㎡となっています。

次に、譲受人のD氏が現在所有する農地の状況ですが、田×××㎡、畑×××㎡の計×××㎡となっています。次に、今回譲り受ける農地も含めた営農計画ですが、田×××㎡については稲作、畑×××㎡については野菜等を作付けする予定としています。また、農機具については、トラクター、耕運機、コンバイン等を自己資金で購入予定としています。

次に、農作業に従事する者は譲受人本人及び妻としています。

次に、周辺地域との関係について、譲渡する農地は、譲受人C氏が相続し所有しているものですが、自ら耕作できないため、地域の農業者である譲受人D氏に贈与するもので、これ

までと同様に農地として利用する予定であり、周辺農地の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。また、地域の水利調整、農地の利用調整に協力するとともに、農薬の利用についても地域の防除基準に従いますとしています。

以下、申請農地の登記記録の全部事項証明書、位置図を添付しています。説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

【澤上会長】

本件に係る調査結果を地区担当委員である木幡委員から報告願います。

【木幡委員】

ご報告します。譲渡人のCさんには、×月×日×時×分頃電話をいたしました。今回の申請について確認したところ、間違いありませんということでした。譲受人のDさんには、同日の×時×分頃電話をいたしました。今回の申請内容について確認したところ、間違いありませんということでした。また、営農が可能になった段階で必ず耕作する意思があるということでしたので、ご報告します。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【澤上会長】

この農地はCさんが××××さんから相続したものだと思いますが、震災前はDさんが小作していたものですか。

【木幡委員】

震災前は××××さんが自ら耕作していました。

【澤上会長】

ほかに質疑・ご意見はありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第2号は許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

(13時47分終了)

引き続き、下記協議事項について協議

(1) 令和5年12月定例総会の日程について

引き続き、下記報告事項について報告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会.....長 澤 上 榮 ⑩

議事録署名人 大 橋 利 一 ⑩

議事録署名人 鵜 沼 久 江 ⑩